ITJ Lab 著作権の権利ガイド

著作者の権利のしくみ（はじめに）

個々の権利を見る前に、「著作物」「著作者」とは何か、権利がいつ生まれ、どう分かれているかを押さえます。

概要

ひとことで言うと

作品をつくると、手続なしで権利が生まれる

作品をつくる
著作物の創作

手続は不要 ▶

著作者の権利
著作者人格権＋著作権

条文

「著作物」と「著作者」（第2条第1項第1号・第2号）

> **第二条（定義）**
> 一　著作物　思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
> 二　著作者　著作物を創作する者をいう。

「著作物」の定義を4つに分ける

著作物

思想又は感情を
単なる事実やデータは含まれない

創作的に
つくった人の個性が表れている

表現したもの
アイデアそのものではなく、表現

文芸・学術・美術・音楽の範囲
工業製品などは別の法律の対象

条文 権利の種類と、生まれ方（第17条）

> **第十七条（著作者の権利）**
> 著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。
> ２　著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

第17条第2項を区切って読む

著作者人格権及び著作権の	享有には、	いかなる方式の履行をも	要しない。
どの権利も	持つためには	登録・届出・表示など	必要ない

条文 譲れる権利と、譲れない権利（第59条・第61条）

> **第五十九条（著作者人格権の一身専属性）**
> 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

著作者人格権と著作権（財産権）の違い

著作者人格権 第18〜20条	著作権（財産権） 第21〜28条
• 著作者の気持ち（精神的な利益）を守る	• 著作者の財産的な利益を守る
• 人に譲れない（第59条）	• 全部または一部を譲れる（第61条）。相続もできる
• 公表権・氏名表示権・同一性保持権	• 複製権・公衆送信権・翻案権など

行政資料

文化庁・特許庁の資料

文化庁の著作権テキストは、著作者の権利を「著作者人格権」と「著作権（財産権）」の2つに分けた全体図を示しています。

テキストは、著作権が登録などの手続なしに、著作物をつくった時点で自動的に生まれることも説明しています。

特許庁の資料では、特許権や商標権などと並べて、知的財産権全体の中での著作権の位置を見ることができます。

- 文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 2ページ（無方式主義）
- 文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 10〜11ページ（著作者の権利の全体図）
- 特許庁「スッキリわかる知的財産権」
- 文化庁「はじめて学ぶ著作権」

図解 財産権を「行為」で分ける

著作権（財産権）を、どんな行為についての権利かで4つに分ける

コピーする

- 複製権（第21条）

見せる・聞かせる・送る

- 上演権・演奏権（第22条）
- 上映権（第22条の2）
- 公衆送信権・公の伝達権（第23条）
- 口述権（第24条）
- 展示権（第25条）

渡す・貸す

- 頒布権（第26条）
- 譲渡権（第26条の2）
- 貸与権（第26条の3）

つくり変える

- 翻訳権・翻案権等（第27条）
- 二次的著作物の利用に関する権利（第28条）

まとめ

まとめ

1. 著作物は「思想又は感情を創作的に表現したもの」で、つくった人が著作者になる（第2条第1項第1号・第2号）。
2. 権利は、作品をつくった時点で、手続なしに生まれる（第17条第2項）。
3. 著作者人格権は譲れず（第59条）、著作権（財産権）は譲れる（第61条）。

ご覧いただき、ありがとうございました

この動画は、著作権法の一般的な制度の説明です。
個別の事案についての法律相談・法的助言ではありません。
条文：著作権法（e-Gov 法令検索。取得前の仮置きを含みます）／行政資料：文化庁「著作権テキスト」ほか

itjlab.com/chosakuken